

資料④

事業所の指定について

総合事業開始後の事業所の指定等の手続きは、みなし指定の有無・サービス種類によって異なります。

○みなし指定ありの事業所

・現行相当サービスの提供を行う場合

- ① H30.3.31までのみなし指定により特段の手続きは不要
(3年間のみなし指定期間中に予防サービスの更新時期を迎える場合は、
予防サービスに関する更新の必要がある)
みなし指定期間終了時には指定更新の手続きが必要
- ② 事業費算定に係る体制届出についても不要

※ 市への提出書類:「サービス実施届」の提出が必要

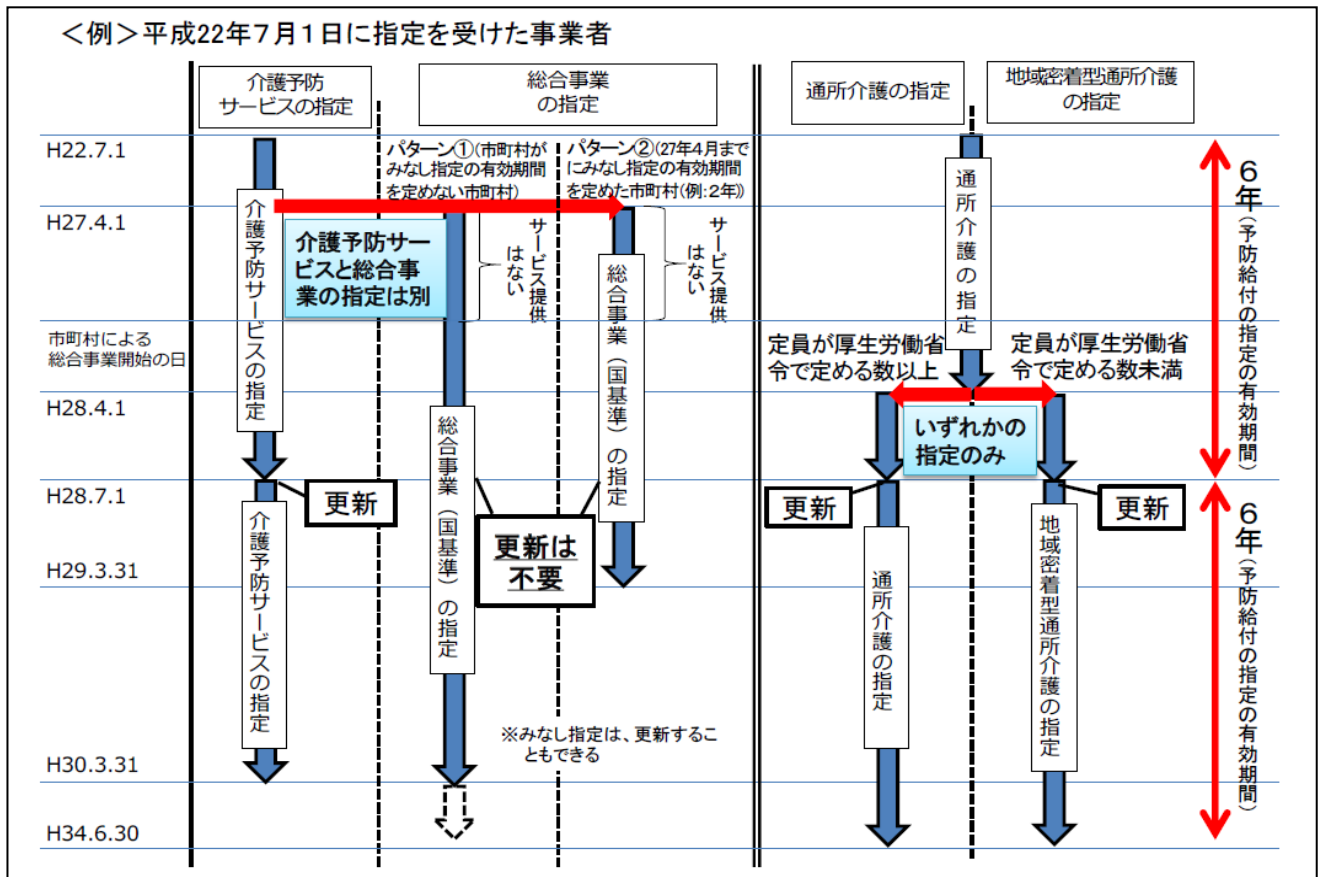
・基準緩和型(A型)サービスの提供を行う場合

- ① H30.3.31までのみなし指定により特段の手続きは不要(相当サービス同様)
- ② 事業費算定に係る体制届出が必要(訪問型A2の場合は除く)

※ 市への提出書類:「サービス実施届」及び「事業費算定届出」の提出が必要

(参考)総合事業ガイドラインより

- 総合事業への移行では、予防給付(介護予防サービス)と総合事業指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。
- みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間(市町村が定める場合にはその期間)、地域密着型通所介護が平成28年4月から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。



資料④

○みなし指定なしの事業所

(H27.4.1以降に予防給付の指定を受けた事業所)

- ・現行相当サービス、基準緩和型(A型)サービスのいずれを実施する場合においても、市への指定申請及び事業費算定に係る体制届出が必要となる。

※ 市への提出書類:「指定申請書」及び「事業費算定届出」の提出が必要

各書類の提出について

申請書類等の提出期限については、原則として従来の規定(県への提出の期限等)によることとしますが、総合事業の円滑な開始のため、今回においては、次のとおり期限を設定させていただきます。

サービス実施届

方針の決定後早急に

指定申請書類
事業費算定届出

} 平成28年2月末までに

※期限に間に合わなかった場合、4月分のサービス提供、加算の算定ができなくなる可能性があります